

様式第1号（別紙1）（第5条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 兵庫県移住支援事業（明石市移住支援金）の交付に関する報告及び立入調査について兵庫県及び明石市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、明石市移住支援金交付要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 全額の返還
    - (ア) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請した場合
    - (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に明石市から転出した場合
    - (ウ) 明石市移住支援金交付要領に基づく交付決定を取り消された場合
    - (エ) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき兵庫県が実施する起業支援事業の交付決定を取り消された場合
  - (就業の場合のみ)
    - (オ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
  - (2) 半額の返還
    - 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に明石市から転出した場合

ただし、2（1）（イ）及び（2）について、明石市から、県実施要領に基づき移住支援金交付事業を実施している県内市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。